

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		人	%	職名	人	人	%	段階			
6級	(1) 課長、室長、館長、局長、所長及び徴収統括監の職務 (2) 参事、防災監及び技監の職務	19	8.1%	課長	14	19	8.1%	課長級			
				室長	1						
				局長	2						
				所長	1						
				参事	1						
計	19										
5級	(1) 課長補佐、副室長、局長補佐、副所長 検査官及び検査監の職務 (2) 園長の職務	17	7.2%	課長補佐	11	17	7.2%	課長補佐級			
				局長補佐	2						
				副室長	1						
				検査監	1						
				園長	2						
計	17										
4級	(1) 主幹の職務 (2) 係長の職務 (3) センター長の職務 (4) 主査の職務 (5) 副園長及び教頭の職務 (6) 主幹保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 (7) 主任管理栄養士及び主任栄養士の職務 (8) 主任保健師の職務 (9) 主任司書の職務 (10) 指導主事の職務	47	19.9%	主幹	1	47	19.9%	係長級			
				係長	27						
				センター長	1						
				主査	6						
				副園長	2						
				主幹保育教諭	3						
				主任保育士	2						
				主任栄養士	1						
				主任保健師	1						
				指導主事	1						
				主任水道技師	2						
計	47										
3級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務士、 運転士及び調理士の職務 (4) 業務主任、主任用務員及び調理主任の職務	47	19.9%	主事	29	153	64.8%	係員級			
				技師	5						
				保育教諭	2						
				保育士	3						
				保健師	1						
				業務士	5						
				運転士	1						
				業務主任	1						
				計	47						
				2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務 (4) 業務士の職務				52	22.0%	主事
技師	1										
保育教諭	4										
保育士	1										
用務員	1										
調理員	1										
計	52										
1級	(1) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務	54	22.9%	主事	46						
				技師	1						
				保育教諭	4						
				保育士	1						
				管理栄養士	1						
				業務員	1						
計	54										
		236	100%			236	236	100%			